

福岡市

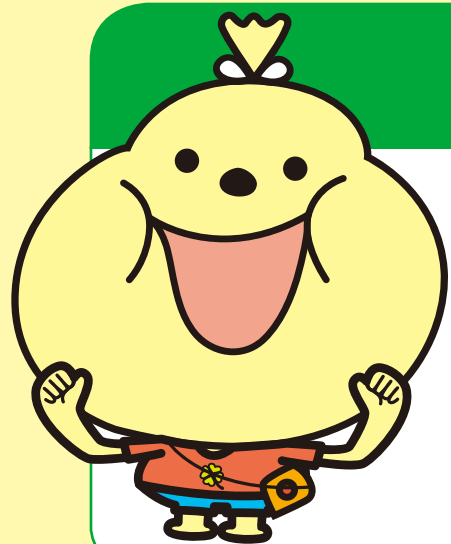
国民健康保険・ 後期高齢者医療制度 からのお知らせ

医療費が高額になりそう…こんなときは、 「限度額適用認定証」

をご利用ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
	発 効 期 日
	適 用 区 分
長 期 入 院 当 年 月 日	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	福岡県後期高齢
マイナ保険証(※)を利用すれば、高額医療費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 限度額適用・標準負担額減額認定証 マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※電子資格照像に利用される顔写真をいしす。	

福岡県国民健康保険限度額適用認定証			
有 効 期 間		か ら ま で	
記 号	番 号	校 番	
住 主	住 所		
氏 名			
用 意 者	氏 名		
	生 年 月 日		
	適 用 区 分		
保 険 者 番 号 並 び に 交 付 者 の 名 称 及 び 印	福岡市	印	
	福岡市中央区天神一丁目9番1号		
交 付 年 月 日			
マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額医療費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※電子資格照像に利用される顔写真をいしす。			



Q1 「限度額適用認定証」ってなに？

A 病院窓口での支払金額が自己負担限度額までとなる証です。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方が、1か月(同じ月内)に病院・薬局などの窓口で高額な医療費を支払った場合は、申請により、後から自己負担限度額を超えた分が支給されますが、「限度額適用認定証」を病院・薬局などの窓口で保険証と一緒に提示すると、支払金額が自己負担限度額までとなります。マイナ保険証を利用する場合、病院・薬局などの窓口で受付時に同意することで、限度額が適用されます。

Q2 どうすればもらえるの？

A 福岡県国民健康保険証や後期高齢者医療保険証をお使いの方は、
住所地の区役所(出張所)保険年金担当課で申請してください。

- ※保険料を滞納していると、限度額適用認定証の交付や限度額の適用がされない場合があります。
- ※国民健康保険証をお使いの方は、福岡市ホームページからオンラインでも申請が可能です。
- ※後期高齢者医療制度については、令和6年12月2日以降、限度額適用認定証の新規発行は行いません。

■申請月の初日から適用されます。

■下表の申請区分「不要」に該当する方は、保険証の提示のみで支払金額が自己負担限度額までとなります。

区 分	対 象 者				申 請
国民健康保険	69歳までの方				必要
	70歳から 74歳までの方	自己負担 割合	3割	国保世帯の70歳から74歳までの課税所得690万円以上の世帯	不要
				国保世帯の70歳から74歳までの課税所得145万円以上690万円未満の世帯	必要
		2割		国保世帯の70歳から74歳までの課税所得145万円未満の方(※1)	不要
				国保世帯全員が市民税非課税の方	必要
後期高齢者 医療制度	75歳以上の方 65歳以上で一定 の障がいについて 広域連合の認定を 受けた方	自己負担 割合 (※2)	3割	住民票上の世帯に課税所得690万円以上の被保険者がいる方	不要
				住民票上の世帯に課税所得145万円以上690万円未満の被保険者がいる方	必要
		1割		住民票上の世帯に市民税課税者がいる方	不要
				住民票上の世帯全員が市民税非課税の方	必要

申請に必要なもの
以下の①②③すべてが必要です。
① 福岡県国民健康保険証または 後期高齢者医療保険証 ※3
② マイナンバーが分かるもの (個人番号カード、通知カードなど)
③ 身元の確認ができるもの (個人番号カード、運転免許証、 パスポートなど)

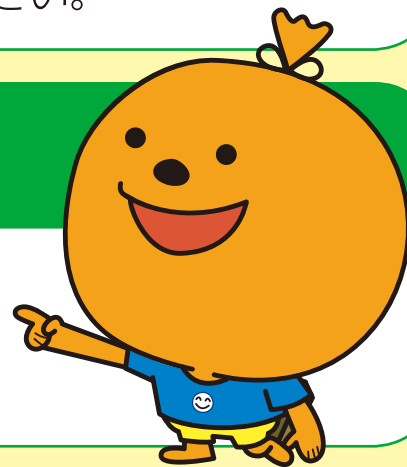
※1 基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合や、70歳以上の国保被保険者における世帯収入の合計額が520万円未満(1人の場合は383万円未満)の場合を含みます。

※2 後期高齢者医療制度で自己負担割合が2割の方は、限度額適用認定証の申請は不要です。

※3 令和6年12月2日以降の申請の場合、紙の保険証をお持ちでない方は、住所地の区役所(出張所)保険年金担当課へお尋ねください。

Q3 自己負担限度額っていくらなの？

A 所得や年齢、世帯状況により異なりますので、住所地の区役所(出張所)保険年金担当課へお尋ねください。



Q4 世帯で医療費が高額になったときはどうしたらいいの？

A 同じ月内の同一世帯の支払い金額を合算して、払い戻しを受けられることがあります。
詳しくは住所地の区役所(出張所)保険年金担当課へお尋ねください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度以外の保険証をお使いの方は、各保険者(発行元)へお尋ねください。